

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

令和6年度中学校英語指導助手配置派遣業務

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は、約 679,691 千円（税込）

提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

なお、この業務は令和6年度予算が横浜市内において議決されることを停止条件とする業務です。予算の議決がなされない場合は、業務は実施されません。また、令和6年度予算案の編成過程において概算業務価格が変更となることがあります。

3 日程（予定）

令和5年11月24日（金）	参加意向申出書、質問書提出締切
11月28日（火）	提案資格確認結果通知書送付、質問回答
12月4日（月）	提案書提出締切
12月上旬～中旬	第一次評価委員会（書類審査）
12月中旬～下旬	第二次評価委員会（ヒアリング）
令和6年1月～2月	結果通知書発送

4 参加要件

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に定めた資格を有する者であること。
- (2) 現在から提案書提出期限までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱などに基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、営業種目「601:労働者派遣業務」に登録を申請しており、なおかつ、営業種目「350:その他の委託等」細目「外国語指導」の語句を含む項目の登録を申請していること

5 参加に係る手続

- (1) 参加意向申出書（様式1）の提出期限

令和5年11月24日（金）17時まで（必着）

- (2) 提出先

横浜市教育委員会事務局学校教育企画部教育課程推進室

担当：齊藤、胡

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎14階

Tel：045-671-3494、E-mail：ky-eigo@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※郵送、電子メールの場合は、電話で到達確認を行ってください。

(4) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日

令和5年11月28日（火）までに行います。

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 質問書について

本要領等の内容について疑問点のある場合は、質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル参加者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。また、質問の有無は提案書の評価に一切関係ありません。

(1) 提出期限

令和5年11月24日（金）17時まで（必着）

(2) 提出先

横浜市教育委員会事務局学校教育企画部教育課程推進室

担当：齊藤、胡

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎14階

Tel：045-671-3494、E-mail：ky-eigo@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※郵送、電子メールの場合は、電話で到達確認を行ってください。

(4) 回答送付日及び方法

令和5年11月28日（金）までに横浜市ウェブページに掲載します。

7 提案書の内容

(1) 提案書は、原則A4判・縦型・横書き・左とじとしてください。

両面印刷も可とします。

表紙、目次等の挿入も可としますが、評価の対象にはなりません。

インデックスは付さないでください。

正本（1部）については穴をあけず、ダブルクリップ等で留めて提出してください。

複写（10 部）については、用紙左側に穴あけパンチで穴をあけ、綴り紐等で綴じ込み、提出してください（ホチキス等は使用せず、レール付クリアホルダー等にも綴じ込まないでください）。

- (2) 提案書は、別添提案依頼事項の順に作成してください。
- (3) 提案書の正本 1 枚目には鑑（様式 5）を付けてください。両面印刷には含めないようにしてください。複写には鑑（様式 5）の添付は不要です。
- (4) 提案書には正本・複写に関わらず、全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等は記載しないようにお願いします。

8 評価基準

別紙評価項目のとおり

9 提案書の提出

- (1) 提出部数
11 部（正 1 部、複写 10 部）
- (2) 提出先
6 (2) と同じ
- (3) 提出期限
令和 5 年 12 月 4 日（月）17 時厳守
- (4) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

10 審査方法

- (1) 実施日時（予定）
一次審査（書類審査）：令和 5 年 12 月上旬～中旬のいずれか 1 日で実施
二次審査（ヒアリング）：令和 5 年 12 月中旬～下旬のいずれか 1 日で実施
- (2) 実施場所
横浜州市庁舎内会議室（横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10）
- (3) 実施方法
書類審査による一次審査で上位 3 社を決定します。その後、上位 3 社にヒアリングを行い、最も得点の高い業者を受託候補者とします。
- (4) 同点の場合の取扱
同点の場合は、予め設定している重要項目のみを集計した得点の上位の提案を最適提案として特定します。それでもなお、同点の場合は抽選を行い、特定します。
- (5) その他
時間等詳細については、別途お知らせします。

11 審査委員会について

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	教育委員会事務局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会	令和6年度中学校英語指導助手配置派遣業務受託候補者選定評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する事
委 員	教育次長 総務部長 生涯学習担当部長 教職員人事部長 施設部長 学校教育企画部長 人権健康教育部長 総務課長	教育委員会事務局事務職員2名 横浜市立中学校長3名

12 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

カ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者。

(3) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者として特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) プロポーザルの取扱い

ア 提出された書類は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

イ 提出された書類については、受託者の決定後、今後の業務の参考に資するため、提出者のうち希望者に対し、提出された全書類を閲覧に供します。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。

カ 提出された書類は返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

イ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

ウ 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

エ 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として選定されている場合は次順位の者と手続を行います。

担当

横浜市教育委員会事務局教育課程推進室

担当：齊藤、胡

電話：045-671-3494

Eメール：ky-eigo@city.yokohama.jp